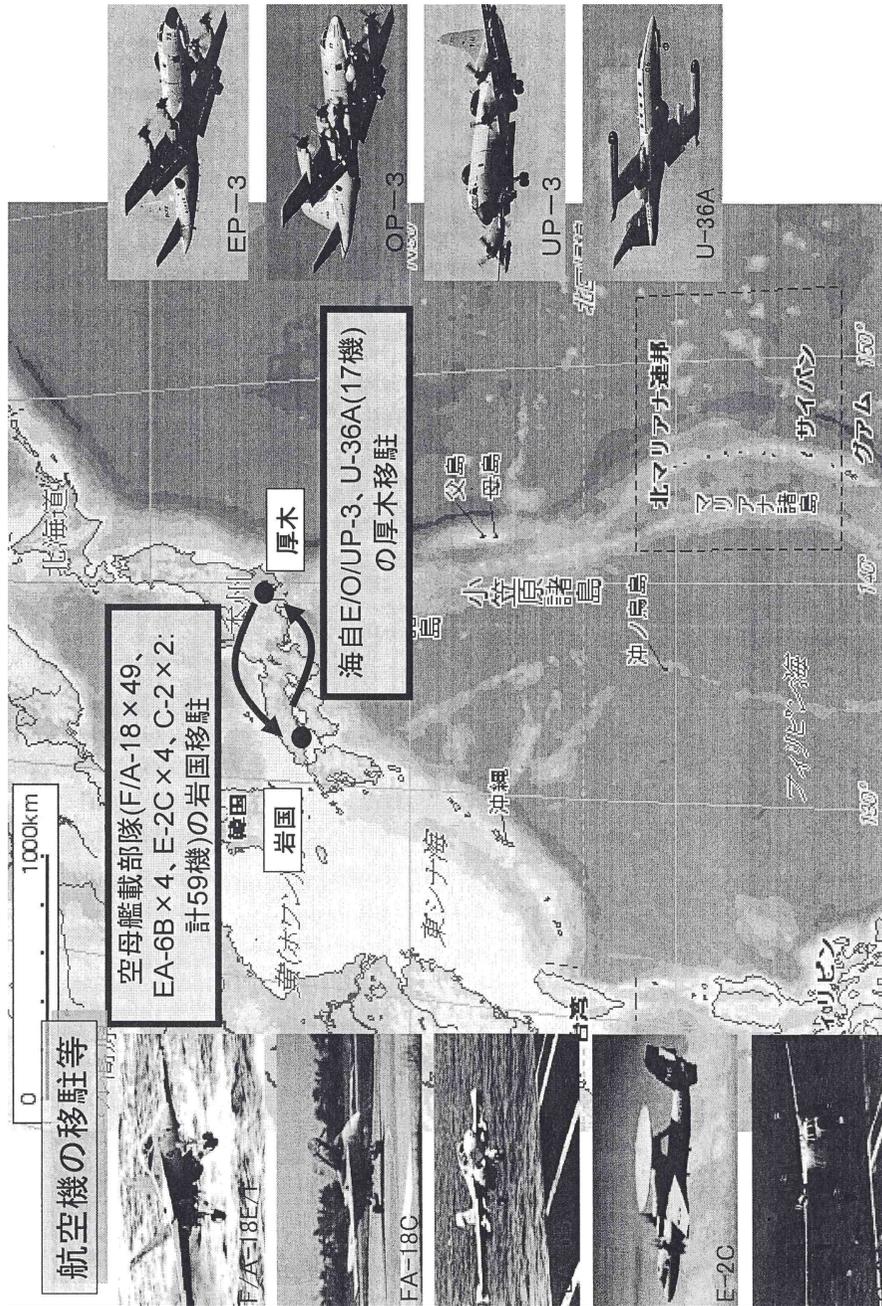
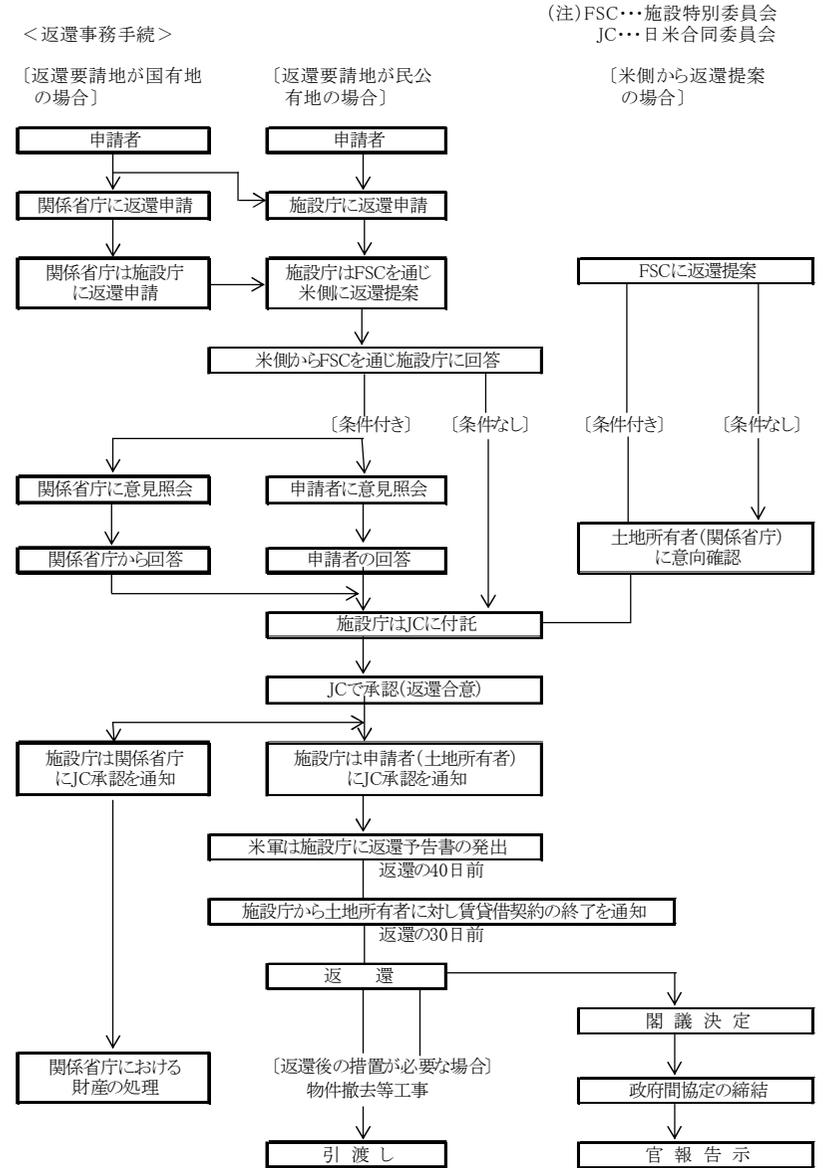


資料 VI-7 在日米軍の兵力体制の再編（艦載機の移駐図）



資料 VI-8 提供施設返還手続図

[P 20 参照]



注・横浜防衛施設局提供資料

資料 VI-9 米海軍横須賀基地に関連する諸問題について

(昭和47年11月15日付、外務省アメリカ局長から横須賀市長あて文書の要旨)

[P59 参照]

- 1 米国政府は、乗組員家族を海外に居住させる計画を有しているが、第7艦隊以下の通常型航空母艦1隻(ミッドウェーの予定)乗組員家族(約1,000世帯程度)を市内及び周辺の民家を借り上げて居住させる。
このためには、新たな施設・区域の提供を要するものではない。
政府としては、本件家族居住は、安保条約及びその関連取極上差支えないものと考えている。
なお、本件と原子力推進航空母艦の寄港問題とは全く関係がなく、同航空母艦の本邦寄港は現在は全く考えられていない。
- 2 追浜地区の土地造成事業のための米軍提供水域の一部解除に関しては、日米合同委員会施設分科委員会において、日本側提案のとおり提供水域の一部解除に同意する旨の回答を得た。
- 3 米海軍艦船修理部の一部(1～5号乾ドック)の返還問題は、日米関係当局間において協議を継続しているが、結論を得るに至っていない。
政府としては、従来の了解どおり、返還を実現するとの前提の下に、この際、中間措置として地位協定2-4-aによる共同使用により、日本側の実際的使用を実行に移す。この場合1～3号乾ドックは海上自衛隊に、4、5号乾ドックは、しかるべき民間業者に使用させる。
なお、この共同使用措置のために、日本人従業員の解雇はない。

資料 VI-10 米海軍横須賀基地に関連する諸問題について (回答)

(昭和47年11月21日付、横須賀市長から外務省アメリカ局長あて文書の要旨)

[P59 参照]

- 1 乗組員家族を居住させる旨の申し入れについては、市民の中で基地の恒久化、機能の拡大強化につながるものと危惧するものもあり、寄港に伴う市民生活への影響を特に考慮願いたい。
原子力航空母艦の寄港は将来にわたってもないよう特に配慮されたい。
- 2 追浜地区米軍提供水域の一部解除については、その早期実現を要望する。
- 3 米海軍艦船修理部の一部(1～5号乾ドック)の返還までの中間的措置としての共同使用(2-4-a)は現状においてやむを得ないが速やかに具体的使用のあり方を調整されたい。
なお、調整については、本市の意向を十分参酌の上処理されたい。

資料 VI-11 米国の原子力軍艦の安全性に関するファクト・シートの概要

(平成18年4月17日、外務省日米安全保障条約課)

[P61 参照]

- 1 米原子力軍艦の安全性に関する米国政府の保証
 - ・1964年以来、米原子力軍艦は日本の港(横須賀、佐世保、ホワイトビーチ)に延べ1200回以上寄港してきている。日米双方のモニタリングは、米原子力軍艦の運航が周辺の環境中の放射能の増加を引き起こしていないことを示している。
 - ・米政府による米原子力軍艦の安全性に関する従来よりの保証は引き続き堅持される。米国で適用される安全性に係る全ての予防措置及び手続は日本を含む外国の港においても厳格に実施される。
- 2 海軍の原子炉の設計
 - ・すべての米原子力軍艦は加圧水型原子炉(PWR)を使用している。
 - ・すべての米原子力軍艦は、戦時の攻撃に耐え、乗組員を危険から防護しながら戦闘を継続できるように設計されている。商業炉との任務の違いのため、原子力軍艦の防護壁(燃料、一次系、原子炉格納容器、船体)は、商業炉と比べてはるかに頑丈かつ耐性が強く、はるかに慎重に設計されている。
 - ・米海軍の原子炉の燃料は固体金属である。燃料は、戦闘の衝撃に耐えられるように設計されており、燃料中の核分裂生成物を放出することなく重力の50倍以上の戦闘衝撃負荷に耐える(米国の商業用原子力発電所に適用される地震衝撃負荷の10倍以上)。米原子力空母の燃料交換は就役期間中に1回であり、原子力潜水艦では燃料交換は一度も行わない。
 - ・一次系は、炉心を収納する頑丈で厚い金属構造である原子炉圧力容器と一次冷却水の循環パイプによって構成される。これらは、堅く溶接されており、加圧された高熱の水を閉じこめる単一の構造体を構成している。一次冷却水を循環させるポンプは、密閉された水没型のモーター・ポンプであり、一次系の金属の防護壁の内側に完全に収まっている。一次系からはいかなる計測可能な漏水も発生しないように設計されている。
 - ・核分裂生成物は燃料から一次冷却水中には放出されない。一次冷却水中の放射能の主な線源は、極めて微量の腐食物であり、その放射能のレベルは、一般的な園芸用肥料から検出される自然放射能の濃度とほぼ同じである。
 - ・原子炉格納容器は、特別に設計され建造された高強度の構造物であり、一次系及び原子炉を収納し、艦船の中心部の最も防護された部分に位置している。
 - ・船体は、戦闘における大きな被害にも耐えることができるよう設計されている、極めて頑丈な構造となっている。
 - ・米海軍の原子力推進機関に関するすべての面(研究、設計、建造、試験、稼働、メンテナンス及び廃棄処分)は、合衆国海軍原子力推進機関プログラムが所掌している。合衆国原子力規制委員会及び原子炉安全諮問委員会は、海軍の原子炉装置の個々の設計について、独立して審査を行っており、米原子力軍艦が公衆の健康と安全に不当な危険を及ぼすことなく運航可能であるとしている。
- 3 海軍の原子炉の稼働

- ・最大級の海軍原子炉の出力は、米国の大規模商業用原子炉の5分の1に満たない。また、平均的な出力レベルは、最大出力の15%以下である。
 - ・原子炉は、停泊後速やかに停止され、出航の直前になって再稼働される。入港中、業務に必要な電力は陸上から供給される。
 - ・港に停泊中の米原子力軍艦の原子炉から放出され得る放射能の量は、典型的な商業炉の1%に満たない。原子炉の核分裂生成物の大部分は、原子炉が停止された後に速やかに崩壊し消滅していく。
4. 乗組員が受ける放射線量
- ・米原子力軍艦の万全の遮断により、典型的な原子力軍艦の乗組員の年間の被曝量は0.38ミリシーベルト（2004年）である（米居住者の自然の平均年間被曝量（約3.0ミリシーベルト）の15%未満。）。
5. 廃棄物の処理とメンテナンス
- ・米海軍は原子力軍艦からの液体廃棄物を、日本の標準、国際標準に適合するよう、厳格に管理している。特に、米国の政策は、沖合12海里内においては、一次冷却水を含む液体放射性物質を排出することを禁じている。
 - ・固形廃棄物は承認された手続に従って米国内で処理される。
 - ・米原子力軍艦は、過去30年以上の間、使用済汚染除去剤（浄化のためのイオン交換樹脂）を海中に排出していない。
 - ・1964年のエード・メモワールの燃料交換及び修理に関する米国の保証は引き続き完全に堅持される。
6. 環境への影響
- ・米原子力軍艦の運航を通じて、人の健康、海洋生物、環境の質に悪影響を及ぼすような放射能の放出は一件も発生していない。
 - ・米国のすべての原子力軍艦及び補助施設から沖合12海里以内で一年間に放出されたガンマ放射線を出す長寿命の放射能の総量は、1971年以降のいずれの年についても、0.002キュリー以下である。これは、原子力潜水艦1隻の体積の海水の中で自然に発生する放射線の量よりも少ない。典型的な米国の原子力発電所一つは、この100倍以上の放射能を年間で排出する。
 - ・沖合12海里以遠の外洋において、すべての米原子力軍艦が毎年放出するガンマ放射線を出す長寿命の放射能の合計量は0.4キュリー以下（典型的な米国の原子力発電所一つに許容される放射能の年間排出量よりも少ない。）。
7. 環境モニタリング
- ・日米双方のモニタリングの結果は、米原子力軍艦の運航が人の健康、海洋生物及び環境の質に認識可能な悪影響を及ぼしていないことを示している。
8. 緊急対応/深層防護
- ・原子力軍艦の原子炉のオペレーターは、極めて少量の一次冷却水の漏れも直ちに探知し、更なる問題につながる前に迅速に是正措置をとることができる。
 - ・米原子力軍艦は、フェイルセーフの原子炉停止システムのほか、多重的な原子炉安全システム（含む予備システム）を有している。例えば、海軍の原子炉には、電力に依存することなく、崩壊熱を除去する能力がある。
 - ・海軍の原子炉は、必要になれば、緊急冷却及び遮蔽のために海水を取り入れ、

- 内部にとどめておくことが可能である。
 - ・これらの多重的な安全システムによって、海軍原子炉はオーバーヒートせず、燃料系は破損しない。炉心から一次冷却水中に核分裂生成物が放出されるためには、これら安全システム及び予備のシステムがすべて機能しないという、実際にはあり得ないような事故の条件が必要になる。
 - ・米原子力軍艦の乗組員は、十分に訓練を受けており、いかなる緊急事態にも即応できる。米原子力軍艦では極めて想定し難い原子炉事故のシナリオのシミュレーションをするよう求められている。
9. 極めて想定し難い事故の場合の放射能放出の可能性
- ・原子炉の炉心から漏出した放射能が艦船から環境に放出されてしまうような事故の可能性は極めて低い。しかし、米政府はそのような事故のシナリオを無視せず、徹底的な研究を行い、実際に準備を行い、対応措置を試している。
 - ・米政府による極めて慎重な分析によれば、艦船から放射能が放出されても、影響は局地的かつ深刻でないものに止まる。米連邦政府の基準に照らして屋内退避等が検討される範囲は、軍艦の至近の、在日米海軍基地内に十分とどまる。
 - ・これは以下の諸要因による。
 - 核分裂生成物が環境に放出されるには、多重の防御壁を通過しなくてはならないが、放射能の量は、一つ一つの防護壁を通過するごとに著しく減少する。
 - 頑健な多重の防護壁のため、艦船から放射能が放出され得る過程は、爆発のような力で短時間で起こることはない。
 - 放射能が船外に放出されるまでには、乗組員が問題に対応し、問題を緩和するのに必要な時間が十分に存在する。
 - ・陸上の商業炉や海軍の原子炉において、原子爆弾のような核爆発が起こることは物理的に不可能である。
10. 緊急事態対応計画
- ・米国内の米原子力軍艦の母港等において、屋内退避、避難、ヨウ化カリウムの配布といった公衆に対する防護措置のための特別な計画はない。
 - ・米原子力軍艦は、移動することが出来る。
11. 損害賠償
- ・米原子力軍艦の事故に関する訴訟行為について、地位協定が適用されない場合は、公船法及び海事請求法が適用され、米国の主権免除は放棄される。
 - ・合衆国法典第42編第211条は、無過失責任原則を用いた行政的救済を可能とすることにより、公船法と海事請求法を補足する。
 - ・米原子力軍艦の原子炉事故の補償額には法定上の限度はない。

資料 VI-12 外国の港における合衆国原子力軍艦の運航に関する合衆国政府の声明（抄訳）

（昭和39年8月24日）

[P62 参照]

- 1 合衆国政府は、合衆国原子力軍艦の原子力推進装置について、原子炉の設計上の安全性に関する諸点、乗組員の訓練及び操作手続が、合衆国原子力委員会及び原子炉安全審査諮問委員会によって審査されるものであり、かつ、正式に承認された執務要覧に定義されているとおりのものであることを保証する。合衆国政府は、また、合衆国の港における運航に関連してとられる安全上のすべての予防措置及び手続が、外国の港においても厳格に遵守されることを保証する。
- 2 外国の港における合衆国原子力軍艦の運航に関しては、
 - a 周辺の一般的なバックグラウンド放射能に測定し得る程度の増加をもたらすような放出水その他の廃棄物は、軍艦から排出されない。廃棄物の処理基準は、国際放射線防護委員会の勧告に適合している。
 - b 寄港期間中、原子力軍艦の乗組員は、同軍艦上の放射線管理及び同軍艦の直接の近傍における環境放射能のモニタリングについて責任を負う。もちろん受入国政府は、寄港する軍艦に放射能汚染をもたらす危険がないことを確認するため、当該軍艦の近傍において、同政府の希望する測定を行うことができる。
 - c 受入国政府の当局は、寄港中の軍艦の原子炉に係る事故が発生した場合には、直ちに通報される。
 - d 合衆国政府は、合衆国原子力軍艦が外国の港において航行不能となった場合には、その軍艦をサルベージその他の方法により安全な状態とする責任を負う。
 - e 合衆国政府は、寄港に関連し、受入国政府に対し、原子力軍艦の設計又は運航に関する技術上の情報を提供しない。したがって、合衆国政府は、原子力軍艦の原子力推進装置又は運航方法に関する技術上の情報を入手する目的で原子力軍艦に乗船することを許可することはできない。
 - f 合衆国海軍は、通常、受入国政府の当局に対し、少なくとも24時間前に、その原子力軍艦の到着予定時刻及びい泊又は投錨の予定位置につき通報する。
 - g 合衆国政府は、もちろん、受入国政府の代表者による原子力軍艦への慣行的儀礼訪問を歓迎する。
 - h 寄港している原子力軍艦に係る原子力事故から生ずる請求であって、アメリカ合衆国と日本国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく協定（軍隊の地位に関する協定）の範囲外のもの、国際的な請求を一般に認められた法及び衡平の原則に基づいて解決することについての慣習的な手続に従い外交上の経路を通じて処理される。

資料 VI-13 エード・メモワール（訳文）

[P62 参照]

過去幾月にわたり、大使館及び外務省の代表者の間で、合衆国の通常の原子力潜水艦の日本国への寄港に関する情報交換が行われてきた。原子力潜水艦は推進系統の相違を除き、現在日本国の港に寄港している合衆国海軍の他の艦船と何ら異なるものではなく、したがって、日米間の安全保障に関する諸取極に基づく寄港の権利と同一の権利を享有するものである。それゆえ、これらの潜水艦の寄港は、相互協力及び安全保障条約に基づく事前協議の対象とはならないが、合衆国政府は、日本国民の懸念を承知しているので、この権利を行使するに先立って、日本国政府とこの問題を討議することとした。事前協議にかかる事項については、合衆国政府は、1960年1月19日付けの日米共同コミュニケに述べられているとおり、日本国政府の意志に反して行動する意図を有しない。

合衆国は、原子力軍艦に関する情報の提供に関する法令上及び秘密保護上の制約の範囲内において、全面的に協力する見地から、可能なあらゆる努力を払い、かつ、通常の原子力潜水艦の安全性、補償及び関連事項に関する質問に対して以下に述べられているとおりの回答を行った。

1. 安全性及び運航に関する諸点

原子力軍艦は、百回以上にわたり外国の港に寄港したが、いかなる種類の事故も生じたことはなく、また、これらの寄港は、すべて、当該軍艦の安全性についての合衆国の保証のみに基づいて、受入国により認められてきた。通常の原子力潜水艦の安全性を確保するために、それらの建造、維持、運航並びに乗組員の選抜及び訓練にあたっては、広範囲にわたる予防措置が執られている。通常の原子力潜水艦の原子炉は、原子爆弾のような爆発が起こらないように建造されている。これらの原子炉に内装されている安全装置は、緊急の際には必ず原子炉を停止するようになっている。通常の原子力潜水艦のすべての乗組員は、高度に専門化された訓練を受けており、かつ、高度の安全基準を厳格に守って作られた運航手続きに厳密に従ってその任務を遂行している。海軍の原子力推進装置の安全運航の歴史は、これらの予防措置が成功であったことを示している。通常の原子力潜水艦の運航は、それに適用される厳重な安全基準によって、少なくとも陸上原子炉と同等に信頼することのできる安全性を有するものとなっている。

合衆国原子力軍艦の運航の歴史を通じ、原子炉装置に損害を生じ、又は周辺の環境に何らかの放射能の危険をもたらした事故はなかった。

合衆国の通常の原子力潜水艦の外国の港への寄港については、合衆国の港に寄港する場合に適用される安全基準と同一の安全基準が適用される。この点に関し、日本国政府は通常の原子力潜水艦が寄港する日本国の港の周辺における安全性を考慮するに

あたり適切と認めるすべての情報を提供するものと了解する。

通常原子力潜水艦は、合衆国公衆衛生局及び原子力委員会の両者により審査された合衆国海軍の放射線管理の手續及び基準に従い、その放射性排出物を安全な濃度水準及び分量に制限しなければならないこととなっている。通常原子力潜水艦の液体排出物は、日本国の法律及び基準並びに国際基準に完全に適合するものである。多数の通常原子力潜水艦が常時出入している港において合衆国公衆衛生局係官が行った広範囲にわたる調査の結果、通常原子力潜水艦は海洋生物を含めて周辺の一般的なバックグラウンド放射能に対し、なんらの影響も与えていないことが判明している。通常原子力潜水艦が寄港したいずれの港においても、放射能汚染は、発生したことがない。

使用済み汚染除去剤は、港内又は陸地の近くでは決して放出されることはなく、したがって、寄港に関連して危惧するにあたらぬものであり、また、既知の漁区の近傍ではいかなるところにおいても放出されることはない。固形廃棄物は、承認された手續きに従い、通常原子力潜水艦によって合衆国の沿岸の施設又は専用の施設船に運ばれたのち、包装され、かつ、合衆国内に埋められる。

1959年1月に艦船局原子力推進部が作成した合衆国原子力軍艦の放射性廃棄物処理に関する報告(写し一部は、日本国政府に提供済みである。)は、通常原子力潜水艦の廃棄物処理及びこれに関する合衆国海軍の指令についての公式のかつ權威ある資料である。

合衆国海軍の指令は、前記の報告に述べられた諸原則によりつつも、同報告に掲げる合衆国標準局便覧第52号ではなくて、国際放射線防護委員会及び合衆国標準局便覧第69号による新たな一層厳格な勧告を反映したものに改訂されている。

通常原子力潜水艦の燃料交換及び動力装置の修理を日本国又はその領海内において行うことは考えられていない。

放射能にさらされた物質は、通常、外国の港にある間は、通常原子力潜水艦から搬出されることはない。例外的な事情の下で、放射能にさらされた物質が搬出される場合においても、それは、危険を生ずることのない方法で、かつ、合衆国の港においてとられる手續に従い行われる。

通常原子力潜水艦は、横須賀及び佐世保に寄港することが予定されている。日本国政府がこれらの港におけるバックグラウンド放射能の検査を行いたい場合には合衆国の当局は、よろこんで協力する。

入出港は、原子動力によって行われる。補助動力の使用では、運航上の安全を確保するために十分な操縦性を発揮することができない。原子炉は、通常、てい泊後間もなく停止され、また、通常、出港の数時間前に始動される。

合衆国軍艦の無害通行権を害することなく、通常原子力潜水艦は、慣行に従い、通常は、港へ直接進入し又は港から直接出航する場合に限り日本国の領海を通過し、その際は、通常の航路及び航行補助施設を利用することが留意される。港への出入は、通常、日中に行われるが、例外的な運航上の必要により夜間に移動しなければならない

いことがあるかもしれない。通常原子力潜水艦が港に出入する際に、通常海上交通を止める必要はない。通常原子力潜水艦の移動は、他の種類の潜水艦以上に、港の交通に影響を及ぼすものではなく、また、より大型の軍艦よりもその影響は少ない。

通常原子力潜水艦の寄港目的は、(a)乗組員の休養及びレクリエーション、並びに(b)兵たんの補給及び維持にある。

2. 責任及び補償に関する諸点

事故が発生した場合の補償については、地位協定の規定に従って措置するものとする。地位協定第18条第5項(a)の規定に基づいて、1961年6月17日の日本国法律第147号は、同法が日本国の自衛隊の船舶に適用される限度において、通常原子力潜水艦に係る原子力事故で、放射能汚染による疾病を含め負傷又は死亡をもたらしたものについての請求の処理に対しても、ひとしく適用される。同様に、小規模海事損害に関する1960年8月22日付の交換公文及び1961年9月5日付けの合同委員会合意も、また、通常原子力潜水艦に適用される。

前記の地位協定が適用されない場合には、合衆国原子力軍艦に係る原子力事故から生ずる請求を解決するための合衆国の法律として合衆国公船法、合衆国海事請求解決権限法及び合衆国外国請求法がある。公船法及び海事請求解決権限法においては、海事法上の法的責任を示すことが要求される。この点に関して、公船法の下では、合衆国は、合衆国の軍艦の行為については、私船の所有者がその船舶の行為に対して責任を負う限度において、責任を負うことが留意される。合衆国は対人的訴訟で訴えられることができ、また、合衆国政府は、その軍艦の行為に対する公船法に基づく訴訟を、上記の制限以外の金額上の制限なしに、解決し又は示談にすることができる。

海事請求権解決権限法は、海軍長官に対し、百万ドルの額を限度として請求を承認し、かつ、これに対して支払う権限を与えており、百万ドルをこえる請求については、一件ごとに歳出承認を求めため、議会で報告されることとなっている。外国請求法の下では、解決は、外国請求委員会により、法的責任の立証を必要とすることなく行われうるが、合衆国が当該損害を生ぜしめた旨の立証がなければならない。同法によれば1.5万ドル以下の額の請求については、三軍の長官が支払うことができる。高額の請求については、必要な歳出承認を求めため、議会に付託しうることとなっている。

いかなる場合にも、前記の地位協定が適用されないときは、合衆国政府は、寄港している通常原子力潜水艦に係る原子力事故から生ずる請求を、外交上の経路を通じて処理する用意があることを保証する。

昭和39年8月17日

資料 VI-14 米国原子力潜水艦の本邦寄港について

(昭和 39 年 8 月 28 日、外務省情報文化局発表)

[P62 参照]

政府は 28 日、米国の通常の原子力潜水艦がわが国に寄港することは差し支えないと決定し、この旨を米国政府に通報した。これについて日米両国政府の間で交換された口上書は別添のとおりである。

昨年 1 月、ライシャワー米国大使は、通常の米国原子力潜水艦の本邦寄港について、わが国の意向を打診してきた。それ以来、政府は原子力に対するわが国民の特殊な感情を考慮して、安全性の問題を中心に再三米国政府に照会を行い、また、原子力委員会の見解も徴したうえ、慎重に検討を行ってきた。その安全性に確信を得るに至ったので、寄港に同意することとしたものである。

これにより日本に寄港することとなった米国の原子力潜水艦は、いわゆるノーチラス型の通常の原子力潜水艦であって、ポラリス型の潜水艦ではない。またこの種の原子力潜水艦の寄港は、核兵器の本邦持込みとも全く関係がない。

米国政府は今回重ねて、安全保障条約の下における事前協議にかかる事項については日本政府の意向に反して行動することはないと保証している。

わが国は日米安全保障条約により、日米共同してわが国の安全を守ることを国の基本方針としている。従って、政府は、このような米国の原子力潜水艦についても、その安全性に確信を得た以上日本の防衛に従事する米国の他の一般の軍艦と同じようにその寄港を認めることは当然であると信じ、今回の決定を行ったものである。

なお、今回の決定に先立ち米国政府は、わが国からの種々の照会に対する回答を覚書にとりまとめ、あらかじめ日本政府に通報越している。

(1) 口上書要旨(昭和 39 年 8 月 28 日、外務省)

外務省は、米国の通常の原子力潜水艦の日本への寄港に関し、日本の港及び領海における米国の通常の原子力潜水艦の運航に関する昭和 39 年 8 月 24 日付けの米国大使館の口上書を、米国政府の声明とともに、受領したことを確認する。

さらに外務省は、前記の通常の原子力潜水艦の寄港が前記の声明に述べられているところから従って行われることに留意し、かつ、この寄港が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づくものであることを考慮して、この寄港に異議のない旨をここに確認する。

(2) 口上書要旨(訳文)(昭和 39 年 8 月 24 日、米国大使館)

米国大使館は、米国の通常の原子力潜水艦の日本への寄港申し入れについての従来の討議に関し、すべての外国港及び外国領海における米国の原子力軍艦の運航についての米国政府の声明を、送付する。

さらに、大使館は、外務省に対し、前記の通常の原子力潜水艦は、日本の港及び領海への寄港の場合には、別添の声明に述べられているところから従って運航されることを保証する。

資料 VI-15 米国原子力水上軍艦の本邦寄港について

(昭和 42 年 11 月 2 日、外務省情報文化局発表)

[P64 参照]

政府は 11 月 2 日、米国の原子力水上軍艦がわが国に寄港することは差し支えないと決定し、この旨を米国政府に通報した。これについて日・米両国政府の間で交換された口上書は別添のとおりである。

昭和 40 年 11 月、エンタープライズ等原子力水上軍艦が第 7 艦隊に配属になった際に、米側より非公式に将来原子力水上軍艦の本邦への寄港が必要となるかもしれない旨連絡があった。

その後去る 9 月 7 日在京米大使館オズボーン臨時代理大使が東郷北米局長を訪れ、米国は原子力空母エンタープライズ等原子力水上軍艦を乗組員の休養及び艦艇の兵站補給及び維持を目的として、日本に寄港させたい旨申し入れるとともに、これら軍艦の日本寄港は安保条約に基づく事前協議の対象となるものではないが、通常の原子力潜水艦の場合と同様に、日本国民の関心を承知しているため、条約上の権利を行使する前に日本政府と本問題を協議したいと述べた。

政府は安全性確認のため米国政府に照会を行い、又原子力委員会の見解をも参考として、慎重に検討した結果その安全性について確信を得るに至ったので、エンタープライズ等原子力水上軍艦の本邦寄港に同意することとしたものである。

これらの軍艦の本邦寄港は、原子力潜水艦の場合と同様に核兵器の持込みとは全く関係がなく、米国政府は安全保障条約の下における事前協議に係る事項については、日本政府の意に反して行動することはないことを今回重ねて明確にした。

わが国は、安全保障の基調を日米安全保障条約体制におき、米国は安全保障条約により日本防衛の義務を負うとともに、わが国の安全並びに極東の平和及び安全の維持のためにわが国において施設・区域の使用を認められており、従って政府としては原子力水上軍艦についても、安全性につき確信を得たので、米国の他の一般の軍艦と同様に、その寄港を認めることは当然であると認め、今回の決定を行ったものである。

なお、今回の政府決定に先立ち、米国政府はわが国からの種々の照会に対する回答をエード・メモワールにとりまとめ、あらかじめ日本政府に通報越している。

(1) 口上書要旨(昭和 42 年 11 月 2 日、外務省)

外務省は、米国の通常の原子力水上軍艦の日本への寄港に関する昭和 42 年 10 月 25 日付けの米国大使館の口上書を受領したことを確認する。

さらに外務省は、原子力水上軍艦の日本の港及び領海への寄港が米国大使館の前記の口上書で言及されている米国政府声明に述べられているところから従って行われることに留意し、かつ、この寄港が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づくものであることを考慮して、この寄港に異議のない旨をここに確認する。

(2) 口上書要旨(訳文)(昭和 42 年 10 月 25 日、米国大使館)

米国大使館は、米国の原子力水上軍艦の日本への寄港申入れに関し、1964年8月24日付けの外国の港における合衆国原子力軍艦の運航に関する米国政府の声明に言及する。

さらに、大使館は、外務省に対し、原子力水上軍艦は日本の港及び領海への寄港の場合には前記の声明に述べられているところに従って運航されることを保証する。